

第4章 良好な景観まちづくりの進め方

4-1 市民等による景観まちづくりの促進・支援

本市の景観まちづくりは、市民や事業者が積極的に関わり、協働していくことを重視しています。そのなかで、特に重要と考えられる取り組みを以下に整理します。

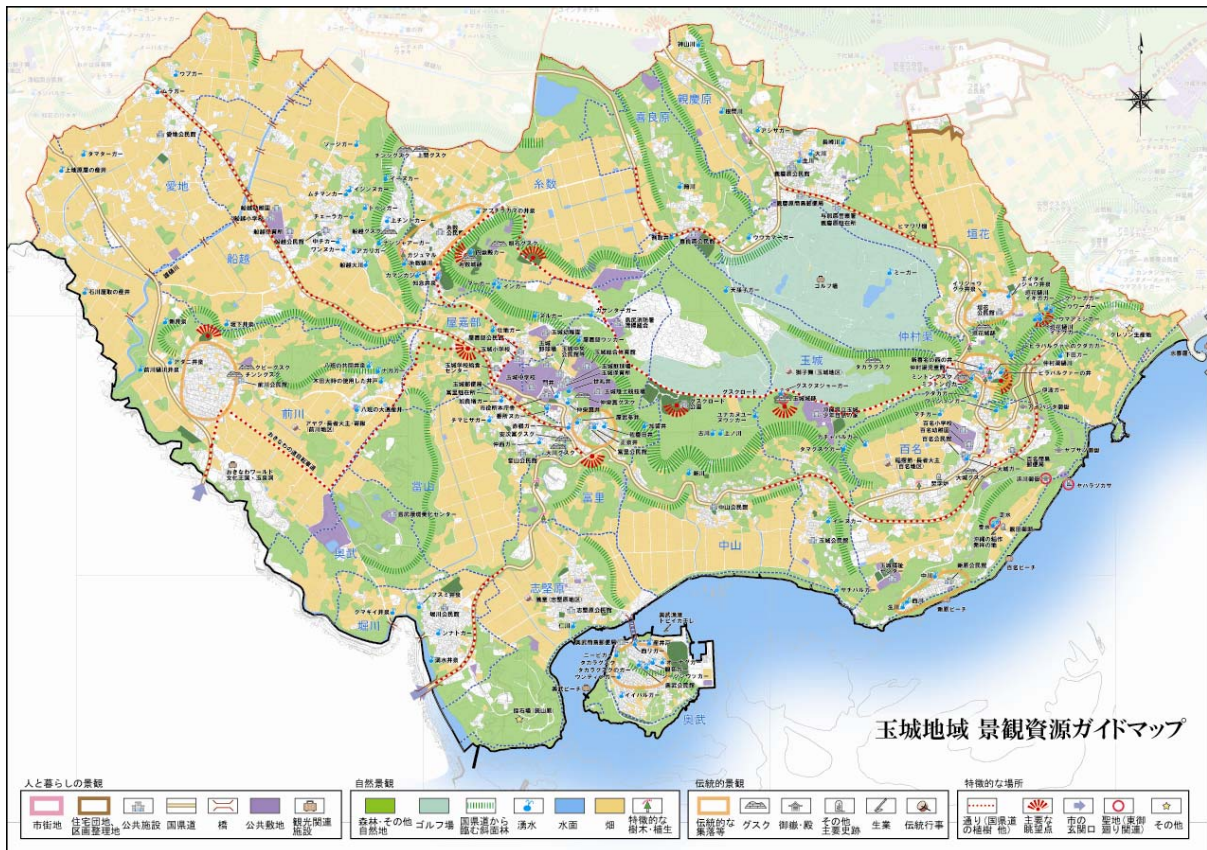
(1) 景観に関する情報の発信・共有と活用

景観まちづくりを進めるためには、まず、市民等が身近な地域の景観のことをよく知り、良い景観や改善すべき景観のことを考えていただくことが重要です。

そのため、本市では、4地域別に「景観資源ガイドマップ」を作成し、これを市のホームページや学校教育・生涯学習等を通じて広く公開することで、地域の景観に対する市民等の意識の向上を促します。

また、景観資源は、日常の暮らし等に密着した色々な要素を持っているため、景観資源を用いたイベントの開催や、景観資源をモチーフとした新たな観光資源の開発など、景観に関する情報発信を兼ねた地域振興・観光振興の取り組みを検討していきます。

図 景観資源ガイドマップ (素案)



（２）市民等が主体となった活動の支援

現在、市内各地において、自主的に景観まちづくりに取り組んでいる団体等がみられますが、今後このような活動がより一層広がっていくよう、促進・支援策を充実していく必要があります。

そのため、意欲のある団体等に対して専門家を派遣することをはじめ、特に、取り組み初動期からの情報提供や技術的支援の方策を検討していきます。また、中期的な視点として、市民団体同士のネットワークづくりや、景観まちづくりを先導する市民組織を育成していきます。

（３）市民等が主体となった活動の周知・表彰

清掃や緑化等の日々の暮らしに根ざした活動は、地域の景観の保全・向上に大きく貢献しており、そのような活動は積極的に評価して、市民等の意欲を喚起することも重要と考えます。

そのため、本市では、オープンガーデン等の既存の取り組みも参考にしながら、良好な景観を実現している人の行為（建築、開発行為等を含む）について、「南城市景観まちづくり推奨行為（仮称）」として登録し、公開する制度を検討します。

（４）本市が進める景観まちづくり施策での継続的な市民参加

本市では、本計画の策定に際して、「景観100選」の募集や、「アンケート調査」の実施、「地域別まちづくり会議」や「南城市風景・景観づくりのための地域力講座」の開催など、市民参加・協働を重視した取り組みを進めてきました。

今後も、市民参加・協働の取り組みを大切にするものとし、景観まちづくり施策の展開上の様々な段階において、市民に対して積極的に情報発信（広報紙等）を行い、また、市民が主体的に参加しやすい場（景観探検、ワークショップ会議、シンポジウム等）を設けていきます。



地域別まちづくり会議の様子
（景観まちづくり方針に関する議論）

4-2 景観まちづくりの推進体制の整備

本計画の運用を中心とした、景観まちづくりを推進するための体制を以下に整理します。

(1) 景観形成審議会

良好な景観の形成に関する事項について、広く目配りを行い、重要な決定等を行う組織として、既設の「景観形成審議会」を位置づけます。

■「景観形成審議会」の役割等のイメージ

- 本計画の策定・変更に関する審議
- 届出制度の運用（勧告や変更命令等の行政指導・行政処分、その他）に関する審議
- 景観法に基づく各種制度（景観地区、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等）の活用に関する審議
- 重点地区の指定、その他本計画の進行管理に関する審議
- 新たな施策の提言、その他景観まちづくり上重要な事項に関する審議 等

(2) 景観まちづくりアドバイザー（仮称）

良好な景観の形成に関する専門的事項について、専門家から助言を受けられるようにする「景観まちづくりアドバイザー（仮称）」制度の導入を検討します。

なお、専門家の選定については、県が指定した景観整備機構の活用や、本市としての景観整備機構の指定も含めて検討を行います。

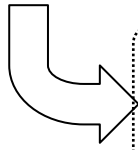
■「景観まちづくりアドバイザー（仮称）」の役割等のイメージ

- 景観形成基準の運用・適合に関する、事業者や行政への助言
- 地域の景観まちづくり活動に対する助言
- その他、景観まちづくりの推進に関する助言
- 構成は、学識経験者、建築デザイナー、ガーデンデザイナー、樹木医等の専門家

■「景観整備機構」制度について…

景観整備機構とは、景観法第92条に基づき、景観に関する知識や保全・整備能力を有する公益法人やNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、景観形成を担う主体として位置づける団体のことです。この機構の主な業務としては…

- 知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の支援
- 景観重要建造物や景観重要樹木の管理
- 景観重要建造物と一体となって良好な景観を育成する公共施設の整備
- 良好な景観の育成に関する調査研究



県が指定した景観整備機構（平成 24 年 2 月現在）

- ・ 社団法人 沖縄県建築士会
- ・ 社団法人 沖縄県造園建設業協会
- ・ 特定非営利活動法人 沖縄の風景を愛さする会

（３）市民等による景観まちづくり組織との連携

景観まちづくり全般について、市民目線で継続的に議論し、地域の景観まちづくりを牽引する組織として、既設の「地域別まちづくり会議」を基本に位置づけます。

■「地域別まちづくり会議」の役割等のイメージ

- 本計画の策定・変更に関する提案
- 景観資源ガイドマップの作成・改訂に関する提案
- 各種制度（重点地区、景観重要建造物、景観重要樹木等）の活用に関する提案
- 市民・地域への景観まちづくり情報の発信 等

（４）市内・行政機関における連携

「御嶽・グスクを核とした伝統的景観の保全」や「美しい農地景観の保全」をはじめ、景観まちづくりの取り組みは、幅広い行政分野にまたがるため、市内関係各課の連携を密にし、総合的・横断的に取り組んでいきます。

また、「県南部としての広域的なまとまりを持った海岸景観の保全」や「本市が管理者でない道路の景観整備」など、景観まちづくりの取り組みは、市域や所管を超える場合も多いため、国・県・隣接市町と協議し、連携および整合のとれた取り組みを進めます。

4-3 計画の発展と様々な取り組みの具体化

景観まちづくりは、本計画を策定してからが本当の始まりです。ここでは、当面の取り組みとして、以下の事項について、優先的に検討を進めます。

(1) 重点地区の指定と運用の充実

重点地区の候補地として挙げた地区については、関係地権者等との協議の上で、景観条例に基づく指定を行い、重点地区としての届出制度の運用を開始します。

また、それぞれの地区の実情に応じた独自の景観形成基準の検討や、新たな重点地区の候補地の検討を進めます。

(2) 景観資源ガイドマップの作成・充実

本計画策定後、早い段階で景観資源ガイドマップを作成します。作成後も、景観形成基準との連携や、重点地区における景観まちづくりの検討、景観重要建造物・樹木の選定への活用等を考慮したなかで、景観資源の追加や精査に努めます。

(3) 景観法に基づく各種制度の活用に向けた検討

景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設、景観農業振興地域整備計画については、本計画に基づいて対象候補を精査し、必要な協議・調整のもとに、順次、制度活用を図ります。

(4) 他の法制度との連携

本市では、景観法に加えて、関連する法制度も積極的に活用し、総合的に取り組んでいきます。

■景観まちづくりに関する他の法制度の活用の方向性

- 本市独自の「屋外広告物条例」を制定し、地域の実情に応じた屋外広告物の規制・誘導を実施 【屋外広告物法関連】
- 「景観地区」「風致地区」「用途地域」「地区計画」等を活用し、建築・開発ルールの法的担保力を高める 【都市計画法関連】
- 重要な歴史・文化的資源を「有形文化財」「記念物」「文化的景観」等に指定し、保全の法的担保力を高める 【文化財保護法関連】 等

(5) 本計画の変更

上記の検討事項について、順次、本計画に盛り込んでいきます。また、新たな施策等も継続的に検討し、本計画に盛り込んでいきます。